

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実

(1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

(2) 同交付金の一部は地域自主戦略交付金に移行されたが、今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、同制度の明確化を図ること。

(3) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。